

## MUFG マネー・ローンダリング防止規則

### マネー・ローンダリング防止(AML)およびテロ資金供与防止(CFT)への取り組み

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」)および主要子会社<sup>※</sup>の活動は、お客さまからの信用と信頼の上に成り立っています。MUFGは、MUFGグループ行動規範で定められたマネー・ローンダリングやテロ資金供与に対する非許容方針(ゼロ・トレランス)に基づき、関連するAMLおよびCFT法の内容と精神を遵守するため、MUFGマネー・ローンダリング防止規則(以下「MUFG AML規則」)を制定しました。

※ 株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、三菱UFJニコス株式会社、アコム株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社

### MUFG AML規則およびAMLコンプライアンス・プログラム

MUFG AML 規則は、主要子会社のすべての従業員に公開されており、以下の行為を禁止しています。

- 金融犯罪に関する活動およびそれを幫助する行為に対する意図的な支援または関与(マネー・ローンダリングおよび犯罪活動に対する資金供与等)
- 金融犯罪を示唆する情報や状況の放置
- 不正または疑わしい活動についての調査、または内部および法執行機関もしくは監督当局への報告に関する事実を、当該活動への関与または関与の疑いのある者に知らせること(「ティッピング・オフ」)
- Know-Your-Customer(KYC)プロセス完了前の新規顧客の取引実行の許容<sup>1</sup>
- 適切な異例・免除申請を経ず、取引が禁止される顧客と取引を開始すること

主要子会社では、MUFG AML 規則に則り、以下のリスクベース統制プロセスを含む AML コンプライアンス・プログラムを策定しています。

- **AML規則とスタンダード:** 適用される規制要件を遵守した、主要子会社におけるAML規則とスタンダード
- **各主要子会社における責任者:** 国別AMLオフィサーを含む、各主要子会社のAMLコンプライアンス・プログラムの責任者の任命
- **リスクアセスメント:** AMLリスクの年次評価

---

<sup>1</sup> 各主要子会社は、通常の業務遂行の中断を回避するためには不可欠であり、それが現地法令に違反しない限り、本人確認手続き完了前であっても、見込み顧客との取引実行を許容することができる。限られた状況下において、各主要子会社は、KYCプロセス完了時期の一時的な延期、若しくは特定のKYC要件の適用免除・異例扱いを許容することができる。

- **KYCフレームワーク**: 本人確認(実質的支配者を含む)、顧客スクリーニング<sup>2</sup>、顧客デューデリジェンス、詳細デューデリジェンス、顧客取引開始/謝絶、定期的な顧客レビューの実施を要件とするリスクベースのKYCプロセス
- **取引モニタリング**: 通常とは異なる、または潜在的に疑わしい取引を検知するための取引モニタリングシステムやプロセス
- **疑わしい取引の調査/報告**: 適用される規制要件に従い、疑わしい取引を特定し報告するための調査プロセス
- **特定の種類の顧客との取引禁止**: シェルバンク(実際に存在しない法域でライセンスを受け、法人化された銀行)を含む特定の種類の顧客との取引禁止
- **情報共有の手順**: 個人情報保護やデータ保護に関する法令、制限の範囲で、所管当局、法執行機関、政府関係機関、金融機関、および各国調査機関に協力するためのAML情報共有の手順
- **記録保管**: 主要子会社のAMLコンプライアンス・プログラムに関する包括的な記録の保管
- **研修**: AMLのリスクおよび統制に関する役職員向けの定期研修(AML規則や手続き上の規定に関する研修)
- **テストング、監査およびその他の統制に関するレビュー**: AML 関連の統制プロセスの設計と有効性に関する定期的なテストング、監査、その他統制に関するレビュー

### **役職員の責任と規則違反の対応**

MUFGの主要子会社の役職員は、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策において重要な役割を担っています。全役職員は、MUFG AML/CFT 規則に定める要件を理解・遵守し、上司やコンプライアンスオフィサーへの確認や匿名チャネルを通じて AML/CFT 関連の疑問または懸念を適時かつ速やかに報告・相談する責任を負っています。MUFG および主要子会社は、善意で懸念を報告した者に対する報復を禁止しています。MUFG AML 規則に違反した役職員は、解雇を含む懲戒処分の対象となる可能性があります。また、規制当局や司法当局からの調査対象となる可能性があります。

---

<sup>2</sup> 顧客スクリーニングには、経済制裁対象者リスト、取引禁止顧客等の内部リストおよびPEP(重要な公的地位を有する者)に対するスクリーニングを含む。